

府監第1724号
令和8年1月22日

＊＊ ＊＊ 様

大阪府監査委員	高橋明男
同	中務裕之
同	鈴木一水
同	川村和久
同	白木恵士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月18日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

生徒1名（以下「当該生徒」という。）の大阪府立*****学校（以下「本件学校」という。）からの転学に伴う引継文書の是正等に係る大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）の教育振興室支援教育課の職員（以下「支援教育課職員」という。）の勤務時間に係る人件費の支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

支援教育課職員の一連の不作為及び不適切な事務処理に費やされた人件費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項が定める「最少の経費で最大の効果を挙げるべき原則」に著しく反する違法・不当な公金の支出である。

3 求める措置の内容

- (1) 転学先の市教育委員会（以下「市教委」という。）からの連絡があったにもかかわらず適切な対応がなされていなかった場合、その放置期間に係る事務経費及び担当職員の人件費を不当な公金支出と認定し、漫然と事務を遅滞させた責任ある職員に対し、当該期間の給与相当額の返還請求等の回復措置を講ずるよう勧告すること。
- (2) 令和7年5月から同年12月までにおける市教委からの連絡に関する全ての受電記録、協議記録及び内部決裁文書を提出させ、その存否と内容を確認するこ

と。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

- 1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。
- 2 本件請求において、請求人は、支援教育課職員が、当該生徒の転学に伴う引継文書の重大な不備及び是正の必要性について市教委及び当該生徒の保護者から指摘及び是正要請を受けていたにもかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条（職務専念義務）及び第32条（法令等遵守義務）に違反し、速やかに是正を指導すべき職責を放棄し、漫然と事務を放置・遅延させ、さらにメール送信確認の不備等により、市教委に不当な事務負担を転嫁し、これら一連の不適切な事務処理により発生した無益な業務に費やされた支援教育課職員の勤務時間は、行政目的を全く達成しておらず、これに府が漫然と給与を支出したのは、法第2条第14項が定める「最少の経費で最大の効果を挙げるべき原則」に著しく反する違法・不当な公金の支出である旨を主張して、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、転学の引継ぎに係る対応に不備があり、教育長、本件学校の校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付けで請求人に監査結果を通知しているところである。

なお、請求人は、前記第1の3(2)に係る措置をも求めているが、これは財務会計上の行為又は怠る事実の是正を求めるものとは認められない。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。